

令和 8 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 6月定例会付託案件	1
1. 所管事務調査	8

令和 8 年 6 月 2 5 日（木曜日）

総務委員会会議録

令和8年6月25日 木曜日

午前10時00分開議

午前11時41分開議（実時間88分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第57号・八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（令和6年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について）

（本市職員の働き方改革宣言について）

（市民サービス向上のための公開型GIS構築事業について）

○本日の会議に出席した者

委員長	木村博幸君
副委員長	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	たみみ一君
委員	西和明君
委員	橋本貴喜君
委員	蓑田由貴君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	中村光宏君
財務部次長	角田浩二君

財政課長	草西亮介君
財政課長補佐	園田哲次君

市長公室

人事課長	松本亨君
人事課人材育成係長	福永亨君
国際課長	高田剛志君

総務企画部

文書統計課長	松田英里君
デジタル推進課長	垣田治嗣君

部局外

議会事務局次長	時枝秀一郎君
---------	--------

○記録担当書記

中山美穂君

（午前10時00分 開会）

○委員長（木村博幸君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。なお、災害対策等並びに企業誘致等に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（木村博幸君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、歳入等及び歳出の第1款・議会費、第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長（中村光宏君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の中村でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号中、総務委員会付託

分につきまして、本日は、議会費も合わせまして、財務部、角田次長が御説明いたしますので、御審議のほうよろしく願いいたします。

○財務部次長（角田浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、角田でございます。よろしくお願いをいたします。失礼をいたしまして、着座にて御説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○財務部次長（角田浩二君） それでは、議案第51号・令和8年度八代市一般会計補正予算・第1号をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ2億9080万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ732億5080万円としております。

また、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページをお願いいたします。

まず、第2表、債務負担行為補正でございます。

1、追加として、私立保育園施設整備補助金（令和8年度）は、園舎の改築に係る事業費の一部を助成するものであり、工期が令和8年度と令和9年度の2か年にわたることから、令和9年度の補助金額1億7877万9000円を限度額として設定するものでございます。

西片西宮線道路整備事業に伴う用地買収・物件移転補償は、道路整備に係る用地買収・移転補償費における地権者への支払い契約によるものであり、国庫補助事業の配分に伴い、地権者との契約期間が令和8年度と令和9年度の2か年にわたることから、令和9年度の補償金額1億5700万円を限度額として設定するものでございます。

第3表、地方債補正は、まず、1、追加として、農林水産業施設整備事業240万円を追加

し、限度額として設定するものでございます。

次に、2、変更として、上から、児童福祉施設整備事業は、補正前の限度額1300万円に2380万円を追加し、補正後の限度額を3680万円に、次の街路整備事業は、補正前の限度額3億9280万円を3250万円減額し、補正後の限度額を3億6030万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入の款22・市債で御説明をいたします。

それでは、まず、歳入を御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

上段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税は、3715万円を追加しておりまして、今回の補正予算の一般財源でございます。

中段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節3・生活保護費負担金で、生活保護費負担金5803万1000円を追加しております。

これは、平成25年から行われた生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に必要な扶助費の追加支給を行うための必要な経費に係る補助率4分の3の国庫支出金でございます。

下段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金では、5565万9000円を追加しております。

内訳といたしましては、説明欄1つ目の保育所等整備交付金は、5298万4000円を追加しております。

これは、児童の安全確保及び保育環境の改善を図ることを目的に、園舎の耐震化及び老朽施設の改築等の整備を行う私立保育園に対して経費の一部を補助する補助率3分の2、16分の11の国庫支出金でございます。

説明欄2つ目の保育対策総合支援事業費補助金は、256万8000円を追加しております。

これは、人口減少地域にある保育所等における地域の人々を交えた様々な取組について具体的な内容を検討し、保育園の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業の実施に必要な経費を補助する補助率4分の3の国庫支出金でございます。

説明欄3つ目の母子家庭等対策総合支援事業費補助金は、10万7000円を追加しております。

これは、所得税法等上の特定親族特別控除の創設に伴い、児童扶養手当のシステム改修に必要な経費を補助する補助率3分の2の国庫支出金でございます。

9ページをお願いいたします。

上段の表、目4・土木費国庫補助金、節3・都市計画費補助金では、西片西宮線道路整備事業交付金7850万円を減額しております。

これは、国庫補助事業費の減額に伴い減額を行うものです。

下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、2億1463万9000円を追加しております。

内訳といたしまして、説明欄1つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金808万8000円、2つ目の新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金2998万5000円は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営開始時の資金の補助、経営発展に必要となる施設等の導入に要する経費の一部を補助する補助率10分の10の県支出金でございます。

3つ目の強い農業づくり総合支援交付金1億1446万7000円は、地域農業において中心的な役割を果たしている農業者団体・農業法人による共同利用施設等の整備に要する経費の一部を補助する補助率10分の10の県支出金でございます。

4つ目の新基本計画実装・農業構造転換支援

事業補助金4738万円は、生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編、集約、合理化の促進を図る取組に要する経費の一部を補助する補助率10分の9.5の県支出金でございます。

5つ目の攻めの園芸緊急生産対策事業費補助金755万7000円は、品質向上、生産性向上、コスト低減等に資する機械の導入に要する経費の一部を補助する補助率10分の10の県支出金でございます。

6つ目、園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金120万円は、自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成することを目的に、園芸産地における非常時の対応力向上に向けた高設育苗架台の導入に要する経費の一部を補助する補助率10分の10の県支出金でございます。

7つ目の園芸施設有効活用緊急支援事業費補助金596万2000円は、高齢化や離農による遊休化ハウスの増加、ハウス整備費用の高騰により、中古ハウスを有効利用するための移設費や補修、補強、仕様変更に要する経費の一部を補助する補助率10分の10の県支出金でございます。

次に、目5・土木費県補助金、節2・都市計画費補助金では、豪雨被災者支援交付金500万円を追加しております。

これは、令和7年8月豪雨で被災した宅地について、被災者等が行う宅地の復旧に要する経費の一部を補助する補助率10分の10の県支出金でございます。

次に、目7・教育費県補助金、節2・中学校費補助金では、熊本県教育・文化等振興補助金92万1000円を追加しております。

これは、休日における学校部活動の地域展開を行うため、休日部活動の運営団体である認定地域クラブに対して、指導者謝金相当分の経費

を補助する補助率3分の2の県支出金でございます。

次に、目9・商工費県補助金、節1・商工費補助金では、くまもと未来づくりスタートアップ補助金300万円を追加しております。

これは、当初予定していたフォームマーケティングと併せて、企業誘致を見据えた被災地域の課題解決のために、企業と連携して行う経営者ツアー等の取組に要する経費について補助する補助率3分の2の県支出金でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の表、款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で120万円を追加しております。

これは、一般社団法人自治体国際化協会の多文化共生のまちづくり促進事業助成金で、多言語に対応した生活ガイドブックの全面リニューアルに必要な経費に係る助成金でございます。

中段の表、款22、項1・市債、目2・民生債、節2・児童福祉債は、2380万円を追加しております。

これは、先ほど国庫補助金で説明をいたしました私立保育所施設整備事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の過疎債90万円、充当率90%のこども・子育て支援事業債2290万円でございます。

次に、目4・農林水産業債、節1・農業債は、240万円を追加しております。

これは、先ほど県補助金で御説明をいたしました新基本計画実装・農業構造転換支援事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の一般補助施設整備等事業債でございます。

次に、目6・土木債、節4・都市計画債は、3250万円を減額しております。

内訳といたしましては、説明欄1つ目の南部幹線道路整備事業では3810万円を追加しております。

これは、県営事業負担金である南部幹線道路整備事業に要する経費の一部に充てるもので、

充当率90%の公共事業等債でございます。

説明欄2つ目の西片西宮線道路整備事業では7060万円を減額しております。

これは、先ほど国庫支出金で御説明いたしました西片西宮線道路整備事業に要する経費の一部に充てるもので、充当率90%の公共事業等債でございます。

以上が歳入の説明となります。

引き続き、歳出のうち、議会費、総務費について御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

上段の表、款1、項1、目1・議会費は、議会運営事務事業として66万2000円を追加しております。

これは、新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を適切に運営するために必要な経費でございます。

中段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は、国際理解と外国人支援事業として120万円を追加しております。

これは、多言語に対応した生活ガイドブックの全面リニューアルに必要となる製作委託料であり、八代市内に居住する外国人市民の9割以上をカバーする7言語とやさしい日本語で作成し、市ホームページでの掲載のほか、転入手続時に電子データの配付など、外国人市民への情報提供の充実を図ることで多文化共生社会の推進につなげるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 議会費のところなんですけれども、これまでの百条委員会での費用実績が出ていましたら、教えていただけたらと思います。

○議会事務局次長（時枝秀一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ

者あり）議会事務局、時枝でございます。

ただいま、委員からお尋ねのありました件につきましてですが、まず、令和7年度におきましてが費用弁償等で7万3755円の執行でございます。本年度令和8年度につきましては、昨日までの現在のところで執行済額としましては、費用弁償及び議事録の作成委託料を含めまして12万9855円を執行しております。

以上です。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（菱田由貴君） ありがとうございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 1点確認なんですけど、支出の国際理解と外国人支援事業というところで、7言語対応をされるということなんですけども、よければ何語に対応されてるのかを教えてください。

○国際課長（高田剛志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国際課の高田でございます。

現在のガイドブックについては4か国語を使用しておりまして、英語、タガログ語、ベトナム語、中国語でございます。

今回、新たに7か国語、プラスのインドネシア、それとカンボジア、ミャンマー、7か国語プラスやさしい日本語の8か国語で対応し、新たなガイドブックを作成しようというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 歳入になるんですが、諸収入で120万円と上がってるんですけども、これ、この特定の助成金を活用するちゅうことですね。これ、全額分ですか。全額で120万円。あと、交付決定時期というのはいつ頃になるのか。

○国際課長（高田剛志君） 今回の新しく作るガイドブックについては120万円、国のほう

から補助金を活用して10分の10の予算で作成するように計画をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（たーみー君） 関連で、そのガイドブックのリニューアルするに至った経緯とリニューアルの内容をもう一度よろしいですか。

○国際課長（高田剛志君） ガイドブックのリニューアルする目的でございますが、本市においては、外国人の市民の方々が年々増加しておりまして、八代地域の産業だったりとかを支える重要な担い手となってる一方で、言葉や生活習慣の違いなどから戸惑う人だったり地域だったりあるというのを聞いております。

そのために、ガイドブックの内容については、外国人の市民の方々が安心して暮らせるような内容、例えば、ごみの出し方だったりとか、あと交通ルールのマナーの徹底などを、今回新たに改良し周知したいというふうに思ってます。

ガイドブックについては、手法の1つだと思っております。これに併せて、私たちも、八代国際協会というところで対面的な周知だったりとかそういうのを行いながら、安心して外国人の方々が住みやすい社会を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（たーみー君） もう1点。これをホームページだけでの周知になりますか。紙で、パンフレットみたいな形でとかっていうのはないんでしょうか。

○国際課長（高田剛志君） 今回の120万円を活用した委託料については文字を翻訳するのみでございますが、こちらについては、印刷については市の、うちのほうであらかじめ印刷を準備しまして、スマートフォンをお持ちでない方もいらっしゃいますので、事前に、窓口だったりとか、また実際に相談されるような団体の

ほうに配布したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（蓑田由貴君） そこに関連して、先ほど増加しているっていうふうにおっしゃいましたけど、どれくらい増加されているのか、数のほうを教えてくださいたいのと、あとガイドブック作成委託料１２０万円の中身の内容、デザイナーさんに頼むだとか、中身のほうを教えてくださいたいと思います。

○国際課長（高田剛志君） ２点御質問がありました。

まず、１点目、外国人市民の増加、人数の状況でございますが、５月１日時点で４４０１名の方が八代に居住をしているところでございます。これは、前年度から比べますと３６２名増加しておりまして、増加率につきましては１０．９％でございます。４４０１名というのは、全市民の約３．７％という位置づけという形になってます。

特に多い国となれば、フィリピン、ベトナム、インドネシア、カンボジア、いわゆる東南アジア系が多くなっているところでございます。

それと、もう１つの１２０万円の内訳というところでございます。これ、１２０万円の内訳ではございますが、それぞれの言語を翻訳する、いわゆる印刷につきましては先ほど説明しましたように必要なやつはうちのほうで印刷するため、翻訳料というところで１２０万円を積み上げてるところでございます。

ベトナム、インドネシア、クメール、ミャンマー、タガログ、それと中国の翻訳、約２０万円程度を見込んでおりまして、英語については、うちの国際交流員の者がいますので、そこで翻訳をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（蓑田由貴君） 確認ですけど、その１

つの言語に対して２０万円かかるという認識でよかったでしょうか。

○国際課長（高田剛志君） 今、委員御指摘のとおり、おおむね１つの言語で２０万円程度かかるという形になってます。

なお、文字数も大体１万文字というところの縛りをかけておりますので、その金額でしっかりと、分かりやすい内容だったりとか言い方とか、そういうのはこちらのほうで工夫し翻訳したいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（たーみー君） ガイドブックの作成ですけど、先ほどホームページを見まして、非常に見づらいというか、文字が大量にあって見づらいという印象があったので、どういうふうリニューアルされるか分かりませんが、分かりやすくしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第５１号・令和８年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前１０時２６分 小会）

（午前１０時２７分 本会）

◎議案第５７号・八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第５７号・八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（松田英里君） 文書統計課の松田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第５７号の八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正につきまして、失礼して着座にて説明させていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○文書統計課長（松田英里君） 議案書は、２７ページから２８ページでございます。説明は、右肩に議案第５７号関係資料と記載のある資料を用いて説明させていただきます。

１、改正の趣旨を御覧ください。

今回の改正は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例において引用する条項の整理を行うものでございます。

次に、２、改正の内容を御覧ください。

①八代市水道事業の設置等に関する条例、②八代市下水道事業の設置等に関する条例、③八代市簡易水道事業の設置等に関する条例。以上の３本の条例において、議会の同意を要する賠償責任の免除について規定しておりますが、地方自治法の一部改正により、同法の条文に繰下がりが生じました。そのため、各条例において引用しております地方自治法第２４３条の２の８を、地方自治法第２４３条の２の９に改めるものでございます。

最後の、３、施行期日は、法の施行期日と同日の令和８年９月２４日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、これより採決いたします。

議案第５７号・八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（木村博幸君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退席願います。

（執行部 退室）

○委員長（木村博幸君） 次に、本委員会に付託となっています請願・陳情はありませんが、郵送等について届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願います。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午前１０時３１分 小会）

（午前１０時３３分 本会）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○国際課長（高田剛志君） 国際課、高田でございます。

先ほど、金子委員のほうから１２０万円の歳入についての質問がありまして、私が１２０万円は国から頂いたというところを申しましたが、正式には、一般社団法人自治体国際化協会の諸収入というところでございましたので、訂正させていただきます。失礼しました。

以上です。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（木村博幸君） 次に、当委員会の所管事務調査２件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して３件、発言の申出があつておりますので、これを許します。

-
- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和６年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について）

○委員長（木村博幸君） それでは、まず、令和６年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、御説明願います。

○財務部長（中村光宏君） 財務部の中村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、昨年、令和６年度決算審査の際、主要な施策の成果を説明する資料として提出しております主要な施策の成果に関する調書の内容につきまして、次年度交付予定としておりました臨時交付金が請求漏れなどにより一部未交付となったことに伴い、内容に変更が生じたので、その概要など御報告をさせていただきます。

説明のほうは、草西財政課長に説明をいたさせます。

○財政課長（草西亮介君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者

あり）財政課の草西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、右上に総務委員会所管事務調査資料と記載のある資料で御説明をさせていただきます。失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○財政課長（草西亮介君） それでは、１ページをお願いいたします。

まず、１、概要でございます。

令和６年度物価高騰重点支援給付金給付事業などの財源であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、令和６年度中に概算請求すべきでありました交付金の一部請求漏れが、令和７年５月２２日に判明いたしました。

その後、県や国とも協議を重ねてまいりましたが、最終的に３０３１万４３７８円が未交付、つまり国から交付金をもらうことができない結果となってしまいました。

なお、昨年の決算審査時点では、国の特例措置により救済される見込みでございましたので、主要施策上では令和７年度に交付見込みとして記載しており、令和６年度決算では不足分に一般財源を充て決算が完了しております。

本来であれば国費で賄うべき事業でございましたが、請求漏れにより一般財源で対応することとなりまして、深く反省しております。

誠に申し訳ございませんでした。

次に、２の未交付の対象となった事業でございますが、４事業でございます。

まず、１つ目の物価高騰重点支援給付金給付事業・こども加算の給付費分としまして２８５０万２３２３円、２つ目、同じく給付金給付事業・新たな非課税世帯・均等割世帯の事務費分としまして１５万２１７２円、３つ目の同じく給付金給付事業・調整給付の事務費分として３０万９３７２円、４つ目に定額減税事業の事務

費分として135万511円となっており、いずれの事業も国の令和5年度予備費を活用し、本市の令和6年度現年予算で実施した事業となっております。

次に、3、発生の背景でございます。

まず、本市の令和6年度における物価高騰重点支援給付金給付事業につきましては、国の令和5年度予備費及び令和6年度補正予算に伴う臨時交付金を活用し、本市では、令和6年度繰越予算分及び令和6年度現年予算分として事業を実施しております。

そのうち、こども加算分につきましては、国の令和5年度予備費を活用しました令和6年度繰越予算分及び令和6年度現年予算分、また国の令和6年度補正予算を活用しました令和6年度現年予算分にそれぞれ同じ事業があり、複雑な予算と事務の中、事業を実施しておりました。

さらに、令和6年度につきましては、国の臨時的な措置により、請求方法が通常と異なる形となるなど、請求方法が複線化したことによる混乱もあっております。

また、臨時交付金の補助事務につきましては、事務が複雑なため、本市の事例に限らず、他自治体でも手続誤りにより地方負担が発生する事例が複数報告されておりましたので、昨年に引き続き、国により特例の救済措置が設けられたところでございます。

本市も、救済措置を受けることができると考えまして県を通じての救済を求めましたが、国は、令和6年度補正予算を活用しました事業のみを救済対象とし、国の令和5年度予備費を活用した本市の4事業は救済の対象から外れたことから、結果、未交付となってしまいました。

2ページをお願いいたします。

次に、4の発生要因でございますが、要因は大きく2つございます。

1つ目は、国の臨時的な措置による混乱と確認漏れ、2つ目は、事務手続の認識誤りでござ

います。

まず、1つ目は、先ほど御説明いたしました4事業のうち、こども加算分につきまして、国の通知を踏まえ、令和7年3月に令和5年度実績報告分として請求を行いましたが、その際、令和6年度現年分のこども加算分の請求が漏れておりました。さらに、同時期に、令和6年度実績報告分としての請求も可能でしたが、令和5年度実績報告で請求が完了しているものと誤認し、この時点でも請求が漏れてしまいました。

2つ目は、対象事業のうち残りの3つの事業につきまして、3月支払い分と出納整理期間中である4月支払い分につきまして、請求年度の認識が誤っていたものでございます。

具体的には、4月支払い分は、翌年度の令和7年度実施計画に計上し、令和7年度で請求可能との認識誤りがございました。国の令和5年度予備費を活用した事業でございましたので、本来であれば、支払い見込みである4月分も含め3月までに概算請求する必要がございました。

次に、5、これまでの対応状況でございます。

概要のほうで少し説明をさせていただきましたが、令和7年5月22日、令和6年度決算作業中に請求漏れであることが判明いたしました。

その後、内部事務手続等について調査を実施し、6月6日に県市町村課へ状況を報告、7月8日には県の市町村課から国との協議状況について連絡があり、翌月の8月19日には国により特例措置に対する照会があったところでございます。

しかしながら、照会があった特例措置は対象外となりましたので、10月に国の補正予算のタイミングに合わせ再度県より要望を実施していただくなど、継続して対応いただきましたけれども、11月28日、救済が厳しい状況であるとの説明が県よりあったところでございます。

その後も、県と連携を図ってまいりましたが

進展はなく、従来の手続に準じて、3月18日付で実績報告を提出し、臨時交付金の一部未交付が確定をいたしております。

最後に、6、再発防止策になりますが、このような事態を繰り返さないため、3つの再発防止策を実施してまいります。

1つ目は、チェック体制の強化でございます。

実績報告の際は、担当課より関係資料を提出いただき、それに基づいて財政課において実績報告資料を作成し、担当課への再確認を実施しておりましたが、互いに、資料は提出していたから問題ない、担当課の確認が済んだので問題ないという先入観から、結果、一部請求漏れが発生してしまった状況でございます。

このような状況から、相互確認においては、先入観を持たず、互いに責任を持って確認することを徹底してまいります。

2つ目は、実施計画との突合でございます。

昨今は、毎年のように国の補正予算が編成され、臨時交付金を活用した事業を実施しておりますが、国及び本市の予算区分によっては実績報告などのタイミングが異なるため、事務も複雑になっております。

そうした複雑な予算を把握し、適切な時期に報告ができるよう、これまで補足資料として活用しておりました事業管理表に国の予算区分などを追加し、実施計画と突合を行うことで、報告漏れを防止してまいります。

3つ目は、国費不用額の確認です。

臨時交付金の事務におきましては、国が作成しました管理台帳を共通資料として、国・県と情報共有を行っております。

しかし、分かりづらい資料となっておりますので、チェック漏れを防止するため、未払い額など必要確認項目をリスト化し、確認項目を明確にすることで、決裁ルート上の複数人で客観的な基準によりチェックを実施してまいります。

以上が、本市の再発防止策でございますが、

こうした状況を踏まえ、県におきましても、本年2月に再発防止策として市町村を対象に臨時交付金事務に関する説明会を実施いただいております。

今後も、このような県の取組とも連携し、より一層適正な事務執行に努めてまいります。

3ページをお願いいたします。

最後に、参考としまして、令和6年度決算審査の際に資料として提出しております主要な施策の成果に関する調書の対象事業の抜粋を、見え消しで訂正し添付いたしております。

上段が物価高騰重点支援給付金給付事業で、先ほど御説明しました4事業のうち①から③の事業がこちら、下段が定額減税事業で、4事業のうちの④がこちらに該当いたします。

どちらも、資料に赤枠で囲み見え消しで訂正している箇所を御覧ください。

上段では、財源内訳欄に2930万7000円は令和7年度交付予定としておりましたが、こちらの一部が未交付となったものでございます。

また、下段につきましては、まず、財源内訳欄で決算時点では交付金の未交付分がありましたので、実際には135万円は令和7年度で交付予定と記載すべきところを誤って交付済みと記載しておりました。さらに、結果として未交付となりましたので、決算内容としましては、訂正のとおり一般財源を充て決算をいたしております。

報告は以上でございます。

今回の事案は、いかに複雑な予算や事務の中にあつたとはいえ、私どもの事務処理上の確認不足と補助事務への認識不足がありましたことは事実でございます。大変重く受け止めております。二度とこのような事態を発生させないよう、再発防止を徹底しまして、適正な事務処理を行い、信頼回復に努めてまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） 本件について何か質疑、御意見などはありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 再発防止策の中で、チェック体制の強化でダブルチェックの徹底というふうにあります、今までもダブルチェックはされていたのでしょうか。

○財政課長（草西亮介君） 今、御質問の件ですけれども、今までもずっと行っていたところでした。財政課のほうでは、交付金の担当とあと各部の予算担当がおりますので、まず、その内部でのチェックを行いまして、その所管課のほうともチェックを行ってるところでございました。

ただ、それがやはり確認が不足していたということで、今回、漏れが生じたところでございます。

以上でございます。

○委員（蓑田由貴君） それは、ダブルチェックしたら印鑑で残すとか、確認しましたよというふうに残すものはあったのでしょうか。

○財政課長（草西亮介君） 担当者間と担当課とのやり取りの中では、そういった印鑑とかはございませんでした。そういうのをチェックを行うというだけのやり取りでございました。

○委員（蓑田由貴君） ほかの市町村でも複雑で漏れてたものがあるというふうにおっしゃったんですけど、逆に、漏れていないところも、ちゃんとできている市町村もあると思いますので、そういった、なぜできているのかというのをちゃんと具体的にしてもらえたらいいなというふうに思います。

○委員長（木村博幸君） 今のは御意見。

○委員（蓑田由貴君） 意見です。すいません。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（たーみー君） この未交付の3000万円が一般財源で補填したということですけど、これによって、本来実施するはずだった事業だ

ったりサービスだったりとか、そういったのには何か影響というのはなかったんでしょうか。

○財政課長（草西亮介君） 今回につきましては、令和6年度中に歳入があるというところで事業費を組んだというところなんですけれども、その財源として今回の交付金が漏れて来なかったということで、当初歳入として見込んでいた分の一部をそこに充てていくというところで、事業としては全事業のうちの一般財源というところから充当をしたというような結果になりますので、特にその。今後、次の年度に繰り越す際の方も少し額としては減額してということになりますので、また翌年度にも少し影響が出てくるというところでございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（たーみー君） ほかの市町村でも漏れがあったというふうに先ほど聞いたんですけど、国の特例措置による救済が難しいというのは、ほかの漏れがあったところも全て救済措置は難しかったんですか。難しいと言われて断られたんですか。

○財政課長（草西亮介君） ほかのところの状況ははっきりとは分かっておりませんが、うちのケースで言いますと、令和5年度分の予備費分というのが今回の救済措置からは漏れてしまったというところで、ほかのところも、救済措置が2回目というところもございまして、過去にもそうやって請求漏れが発生して。年度区分の違いというところではないとは思いますが、そこで請求が漏れた部分が過去にあったということは聞いております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 今回の支出が本市の財政計画等には影響を与えているのかどうか。どの程度影響があるのか、そこら辺分かればお教えいただければと思います。

○財政課長補佐（園田哲次君） こんにちは。財政課、園田です。

今回、３０００万円程度の一般財源を投入したということで、先ほど課長のほうが説明いたしましたが、令和６年度決算上では既に一般財源を充てて決算をしております。その結果、令和７年度に繰り越す繰越金というものが、本来３０００万円程度増えてたところが減ったというような形にはなろうかと思います。

ただ、令和７年度の予算としては、結果として、その３０００万円繰り越した以上に繰越金のほうが発生をしてるというような状況でございますので、単年度ベースで見ますと影響はないというところでございます。

また、中期財政計画上では、大体、当初予算で組んでおります１１億円という繰越金を予定して、基本、財政の決算を見ておりますので、その金額以上には現在繰越しも出ておりますので、影響等については今の計画上では問題ないというところでございます。

以上です。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 発生要因と再発防止を課長のほうから説明をいただきました。発生要因については、臨時的な措置による混乱と確認漏れ、残りの３つの事業については事務手続の認識誤りだということでした。

最終的にはおわびの言葉もいただきましたけれども、市民感情としてやっぱり一言言っとかないかんというふうに思います。

今、物価高騰で何千品目もの食品が上がって、市民の生活ってすごく苦しいんですね。そういう中、市から求められた税金を納めなければいけないという努めに応じるために、やっぱりきちんと市民の方は税を納めていらっしゃるものだというふうに思ってます。

そういう中において、３０００万円という金額がどれだけ市として大事なもののなかといったところは再認識いただきたいというふうに思いますし、３０００万円あれば、今地域要望と

かそういったものを対応していくための件数が何十件という改善ができる金額になるんじゃないかというふうにも思うんですよ。

そういった意味では、さっきも言いましたけど、この３０００万円という重み、されど３０００万円というそういう重みをしっかりと担当部のほうでは認識をいただきたいなというふうに思います。

終わったことではありますが、あえて市民感情として発言させていただきたいと思います。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で令和６年度決算に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてを終了します。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前１０時５５分 小会）

（午前１０時５６分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査
（本市職員の働き方改革宣言について）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

次に、本市職員の働き方改革宣言について御説明願います。

○人事課長（松本 亨君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人事課の松本でございます。

本市におきましては、本年の４月から、勤務間インターバル制度並びにフレックスタイム制の導入試行を行うなど、働き方改革を推進しております。市長のリーダーシップの下、取組を強力に推進していくということを内外に発信するために、先月の２６日に、働き方改革に関する３つの宣言を行っております。

本日は、その内容について御説明をさせていただきます。失礼して、着座にて説明をいたします。

○委員長（木村博幸君） どうぞ。

○人事課長（松本 亨君） それでは、資料は、令和8年6月定例会総務委員会資料、本市職員の働き方改革宣言についてを御準備いただきたいと思います。

資料の2ページでございます。

まず、宣言を行うに至った背景と目指す姿についてでございますけれども、現在、急速な少子化の進行、それから多様化・高度化する行政需要への対応が求められております。その中で、限られた人材の中で質の高い市民サービスを将来にわたって提供していく体制の構築が課題というふうになっております。

これまでも、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできておりましたが、依然として長時間労働の抑制が課題でございまして、職員のメンタル不調の一因にもなっているところでございます。

こうした状況を打破するために、働き方を根本的に見直すこと、これで市民サービスの持続と質の向上を図るほか、職員の休息や睡眠時間の確保により生産性を高めることで、職員が健康で持てる力を最大限に発揮できる、選ばれる自治体への変革を目指すものでございます。

3ページをお願いします。

今回、3つの宣言を行っておりますが、その内容に入ります前に、働き方改革の推進の考え方について御説明をいたします。

働き方改革は、トップダウンの指示だけで進めても真の効果は得られません。大切なのは、現場の職員が対話を行い、自ら業務を改善していくボトムアップの仕組み、これを確立することで、改善・挑戦を続ける組織風土を醸成すること、これが重要であると考えております。

職員研修を通じた意識改革などにより、現場の職員が主体的に取り組める体制を整えるとともに、組織横断的な課題にスピード感を持って対応するため、幹部職員によるタスクフォースを立ち上げるなど、ボトムアップとトップダウ

ンの両輪で改革を加速させていくこととしております。

次に、4ページをお願いいたします。

ここでは、3つの宣言、それから先月26日に行いました記者会見の様子を掲載をしております。

今回、多くの企業や官公庁に対しまして、働き方改革の支援をされている企業の提唱する働き方改革の理念、これに賛同する形で宣言を行い、市長自らが先頭に立って推進していくことを表明いたしました。

それぞれの宣言の内容につきましては、次のページから御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、宣言の1つ目ですけれども、働き方改革加速宣言でございます。

これは、限られた時間と人員で最大の効果を出すことで、市民サービスの維持と質の向上を目指すというものでございます。

今後の取組としましては、4月から試行導入しておりますフレックスタイム制の成果や課題を精査し、令和9年度からの本格導入を目指します。また、全ての部署で業務効率化に係る目標設定を行い、業務の改善を進めます。さらに、組織横断的な課題を解決するための幹部職員によるタスクフォースを立ち上げる予定としております。

6ページをお願いいたします。

ここでは、今年度から試行導入をしておりますフレックスタイム制の概要について御説明いたします。

この制度は、1週間当たり38時間45分の勤務時間を維持した上で、職務に支障がない範囲で職員が始業・終業の時刻を選択できるというものでございます。

これによりまして、ワーク・ライフ・バランスの向上や介護・育児等の個人の事情に合わせた柔軟な働き方が可能となります。

次のページをお願いします。

2つ目の勤務間インターバル宣言ですが、これは、長時間労働に依存しない働き方を推進し職員の睡眠や生活時間を確保することで、職員の健康と生産性の向上を目指すものでございます。

今後は、既に試行導入している本制度の運用を徹底するとともに、時間外勤務の管理を月単位から各週単位へ移行しまして、心身の不調を未然に防ぐ予防的マネジメントに取り組んでまいります。

8ページをお願いします。

ここでは、勤務間インターバル制度の具体的なイメージをお示ししております。

終業時刻から翌日の始業時刻の間に原則11時間の休息時間を設けます。例えば、業務が遅くまで及んだ場合には、翌日の始業時刻を後ろ倒しとしまして休息時間を確保します。こうすることで、睡眠不足による集中力や注意力の散漫を防ぎ、正確・迅速なサービスの提供のための生産性を確保するものとなっております。

9ページをお願いします。

ここでは、長時間勤務者に対する対応の前倒しについて、イメージをお示ししております。

これまでは、当該月の翌月に時間外勤務者の状況を確認しておりましたが、本年6月からは、これに追加をしまして直近4週間の状況も集計をしております。直近4週間の時間外勤務が45時間以上となった時点で所属長に業務調整等の対応を促すことで、職員のメンタル不調の未然防止につなげるものでございます。

続いて、10ページをお願いします。

最後に、3つ目の男性育休100%宣言です。

これは、男性職員が積極的に育児休業を取得し、自ら育児に参加することで育児課題への理解を深め、よりよい子育て支援施策へとつなげることを目的とするものです。

令和7年度におきましては、1週間以上の男

性育休の取得率、これが約80%に達しております。

今後は、さらにこれを踏み込みまして、2週間以上の取得率100%を目指すという新たな目標を掲げております。さらなる取得率の向上と期間の延長を促進することで、男性職員の仕事と家庭の両立のみならず、女性の育児負担軽減や円滑な職場復帰などにつなげてまいりたいと考えております。

以上が、本市職員の働き方改革宣言についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（木村博幸君） 本件について、何か質疑、御意見などはありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 4月から試行期間が始まったとおっしゃいましたが、3月定例会での情報提供というのは難しかったのでしょうか。

あと一つ、今後の取組というところで組織横断的な課題を検討するタスクフォースの立ち上げて書いてありますけれども、タスクフォースについて教えていただけたらと思います。

○人事課長（松本 亨君） まず、1点目の御質問、3月での報告ができなかったのかということでございます。遅くなってしまいましたこと、大変申し訳ございません。ただ、3月末ぎりぎりまでこの制度について検討をしております。試行する4月の直前になってしまったということで、委員会への御説明が今回になってしまったということでございます。

それと、2点目のタスクフォースにつきましてですけれども、今想定しておりますのは、市長、副市長、各部の部長級の職員で構成をする想定でございます。迅速な意思決定を行うための会議体ということで、縦割りを打破しまして、組織全体として取り組むべき課題を経営層が直接検討し改革を強力に進めていくという役割を担うというふうに想定をしております。

以上です。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（西 和明君） フレックスタイム制についてなんですけども、フレックスのメリットとデメリットをお聞かせいただきたいのと、逆に就業時間が長くなるということで、光熱費等の増加というのは懸念されてないでしょうか。

○人事課長（松本 亨君） まず、フレックスタイムのメリット・デメリットということですが、フレックスタイム制のメリットとしては、やはり職員の個人の事情に合わせた勤務が柔軟にできるということで、家庭の事情で、例えば子供の送り迎えが必要な職員は朝ちょっと遅く出てきて夜働くとか、そういう柔軟な対応ができるということです。

デメリットといいますか、デメリットになるか分かりませんが、職員がそういうふう働き方が一律ではなくなりますので、例えば、課内での業務の割り振りがこれまでと少し変わって、それに対応した割り振りをしないといけないというようなところが出てきますが、これはデメリットではないかなと考えております。

あと、光熱水費、いわゆる夜遅くまで電気がついていなくてもいいんじゃないかということですが、これも、フレックスだけではなくて、勤務間インターバルを導入することで、夜遅くまでなるべく残らないようにと併せて実施をしておりますので、なるべくこの2つの制度を使いながら、あわせて、業務削減ができないか、いろんな見直しができないのか、こういったところも検討しながら、各課で業務の効率化を進めていくということも併せて行いますので、それをするによって、結果的に夜の時間外が減ることにつながりますので、そういう光熱費についても削減効果があるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（たーみー君） 1番目の働き方改革加速宣言で目的のところで、市民サービスの維持と質の向上を目指すとありますが、効果測定というか、働き方改革加速宣言で何がよかったのかはどこで判断していく予定でしょうか。

○人事課長（松本 亨君） まず、市民サービスの維持というところですが、働き方改革をしても市民サービスが落ちないように、これは当然大前提でございますので、例えば、今後検討するいろんな業務削減においても市民サービスが落ちないようにというのは当然考えていくべきものだと思います。

それから、質の向上も、限られた人材の中で行っていくためには、やっぱりどうしても業務効率を上げて、AIを活用したりDXを進めたりということで、それぞれの課で、どういうところを削減し、どういうところの効率を上げていくのかというのを徹底的に考えていくと。そういう意識を持っていくということが最終的にはサービスの質の向上につながるというふうに思っておりますので、明確にこの2つについて今どんな目標を設定しているのかという数値的なものは今のところございません。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 市は、障害をお持ちの方も結構職員の中にはいらっしゃるのかなというふうに思います。障害をお持ちの方が特段問題なく働いていらっしゃれば、またこれも併せて効果があるんだろうと思いますが、何か、その中で障害者の方目線で検討されたこと、内容とかってありますか。何かこういうのを配慮した上で設計を組んだみたいなことで。

○人事課長（松本 亨君） 検討段階では、特に障害者の方に限って何かというのは検討しておりません。

ただ、現在試行中でございますので、この試行期間中に何かそういう御提案とかアイデアと

か、または解決すべき点が出てくれば、そこは見直しを行いながら本格導入していきたいというふうに考えます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） 働き方改革ということで、体を休める休みの日が多くなるということで、それに対して業務量というものが変わらないとなると、皆さんが働く時間が減った中で同じ業務をこなすということになるかなと。そうになると、人員として現状のままで対応できるのか、そこら辺はどう考えていらっしゃるか教えていただければと思います。

○人事課長（松本 亨君） 委員おっしゃるように、勤務時間だけを短くしても業務が変わらなければ改善されませんので、やはり、先ほど申しましたように、業務改善とセットで考える必要があると思っています。

ですので、今、どういう項目が見直せるのか、改善できるのかというのを、それぞれの課で目標設定をするということにしております。その目標を設定してそれをクリアするというところで、業務自体を。これまでやってきたけども前例にとらわれずやめてもいいような業務があれば、そこは思い切ってやめてみるとか、そういうことをしながら業務量全体を削減していくということも併せてやっていきたいというふうに思ってます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（たーみー君） 3番の男性育休100%宣言で、令和7年度の1週間以上の取得率が80%とあるんですけど、これ、人数何名とかって教えていただけますか。

○人事課人材育成係長（福永 亨君） 人事課、福永でございます。

令和7年度の男性職員の育児休業取得した数につきましては、16名が取得をしております。すいません、今その母数の対象者につきましては手元に数字はないんですけども、その母

数の8割、80%が16名となっております。

以上になります。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 項目ごとにお尋ねします。

フレックスタイムと勤務時間インターバル制度を採用していらっしゃる職員さん、現在何名いらっしゃいますか。

○人事課長（松本 亨君） まず、フレックスタイム制につきまして、4月にこのフレックスタイムを利用した人数が47名になります。それから、5月に利用した人数が55名ということで、増えてきております。

続いて、インターバル制度ですけれども、こちらは、インターバルが確保できなかった、いわゆる11時間空けることができなかったという人数ですけれども、4月が64人、それから5月が20人ということで、こちらは大幅に減ってきております。この減った要因としましては、やはり4月は、人事異動もございまして、あと住民の皆様の引っ越し等もあって窓口関係も忙しいということで、4月はどうしても多くなったのかなというふうに考えております。

○委員（大倉裕一君） フレックスタイムは増えてるという評価をされてますけど、4月にフレックスタイムやったけど、どうもやっぱマッチせんだったけん5月やめたという人も、中にはおんなつとじゃないかなと思うんですけど、そういった方は分かってますか。全ての方が4月5月連続してフレックスタイム、使ってらっしゃいますか。

○人事課長（松本 亨君） すいません、そこまで細かくまだ分析はしてないんですけども、先ほど申しました47人から55人になったというのは実人数でございまして、今度は延べ人数にしますと93人から143人になったということです、1人の方が利用する回数は増えているというふうになっております。

○委員（大倉裕一君） 男性育休についてなんですけど、男性育休が取れる条件というのは、何歳まで取れるんですか。子供さんが出生から何歳まで取れるんですか。

○人事課人材育成係長（福永 亨君） 育児休暇の取得の条件ですけども、子が3歳の誕生日になる前日までに原則2回まで取得可能となっております。これとは別に、子の出生日から57日以内に先ほどとは別に2回取得が可能となっております。なので、期間としては、3歳の誕生日の前日まで取得可能となります。

○委員（大倉裕一君） その2回という回数は何日間を取れるということになるんですかね。

○人事課人材育成係長（福永 亨君） 取得の期間につきましては、この期間内であれば制限はございません。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 解釈の仕方なんですけど、今の説明でいくと、ずっと休んでもいいよというような取り方をしてしまうんですけど、そういう決まりになってるんですか。1週間だけですとか。育児休職ということで休むのは1週間を上限ですとか、そういうルールはないんですか。

○人事課人材育成係長（福永 亨君） 育児休業につきましては、制限はなく先ほどの3歳の誕生日の前日まで取得は可能となっております。

○委員（大倉裕一君） 男性が主体的に育児をするということで3歳までは連続で取れるということで理解をしたいというふうに思います。

最後の質問になるんですが、労働組合が2組織あると思うんですけど、労働組合との説明の中でとか労働組合から求められた内容とかってというのはございませんか。

○人事課長（松本 亨君） 特に組合側からはございませんでした。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（たーみー君） 長時間勤務者に対する対応の前倒しという部分で、現行の基準で健康状態に関する報告書を人事課に提出された、前年度の件数と4月から各週で直近の4週間の時間外勤務表を集計して45時間以上となった職員の数を、それぞれ教えていただけますか。

○人事課長（松本 亨君） すいません、前年の数は今持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただきますが、これを取り組みました6月現在までの45時間以上となってしまったということで見直しを促した数につきましては、現時点で37人というふうになっております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今後の展開というところでお尋ねをしたいと思いますが、次なる展開というところでは、この3つの取組をまずは評価するということを先にされるのか、ほかにも何かこういった働き方改革を考えていますっていうようなところがあれば、御説明いただければと思います。

○人事課長（松本 亨君） まずは、現在行っておりますこの3つの取組につきましては、この試行期間中に、課題等検証しまして、対応を見直すべきところがあれば見直して、来年度から本格導入をしたいということで、まずはこちらを検証を先にするということが1つございます。

もう一つは、今後立ち上げますタスクフォースの中で、今度は、全庁横断的にどんな課題があってどういう対応をしていった方がいいかということを経営部の職員で検討するということを行いますので、これは並行して行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で本

市職員の働き方改革宣言について終了します。

執行部入替えのため、小会します。

(午前 11 時 22 分 小会)

(午前 11 時 23 分 本会)

・行財政の運営に関する諸問題の調査

(市民サービス向上のための公開型GIS構築事業について)

○委員長(木村博幸君) 本会に戻します。

次に、市民サービス向上のための公開型GIS構築事業について説明願います。

○デジタル推進課長(垣田治嗣君) デジタル推進課の垣田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金事業・デジタル実装型に係る効果検証における市民サービス向上のための公開型GIS構築事業について、説明させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

○委員長(木村博幸君) どうぞ。

○デジタル推進課長(垣田治嗣君) 資料につきましては、市民サービス向上のための公開型GIS構築事業で説明させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、事業概要でございますが、これまで、本市では、庁内の統合型GISや紙媒体で管理している行政情報を市役所本庁窓口のみで提供しており、市民・事業者の情報取得に移動時間や待ち時間を要している状況でございました。

本事業は、指定道路、都市計画、上下水道、文化財等の行政情報を公開型GISでインターネット上に公開し、誰でも簡単に取得できる環境を提供することで、市民・事業者等の負担を解消することを目的として実施したものです。

公開型GISの具体的なサービスといたしましては、担当課窓口で閲覧を行っている庁内の統合型GISに搭載した地図情報等や、紙媒体で管理している埋蔵文化財包蔵地の情報データ

化、公開型GISを用いて公開しております。

公開型GISは、簡単な操作で情報の確認や検索、出力ができるとともに、今後も幅広い分野の地図情報の追加を予定しております。

次に、導入に係る経費につきましてです。

システム構築やデータ搭載に係るシステム構築費用として475万3000円、これまで紙で管理を行っていた埋蔵文化財包蔵地のGISデータ作成業務として142万9000円、2025年度から2027年度までのクラウドサービス利用料として220万円、2026年度、2027年度の運用支援費用として44万円、これらを合わせました総事業費が882万2000円でございます。

昨年度の事業総括といたしましては、3月に公開された公開型GISにつきまして、公開初月からアクセス件数で目標700件を大きく上回る2963件を達成しており、指定道路情報取得を目的とした来庁者も目標以上に減少、約81名減少するなど、市民・事業者の利便性向上、来庁者の減少、窓口職員の業務負担軽減を実現できたと評価しております。

今後も、引き続き市民・事業者への周知活動の強化と満足度アンケートを実施して意見をフィードバックすることで、さらなるアクセス増加、そして利便性向上を目指してまいります。

市民サービス向上のための公開型GIS構築事業の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(木村博幸君) 本件について、何か質疑、御意見はありませんか。

○委員(蓑田由貴君) 経費の内訳なんですけど、この値段の妥当性についてどう評価をされたのかを伺えたらと思います。

○デジタル推進課長(垣田治嗣君) こちらは、一応全国的な展開として、国の補助事業の関係がございます。自治体の規模にもよりますが、おおよそ、その自治体の規模によって算

定を変えてありますので、恐らく同じ規模の自治体であれば同じような金額で予算組みをしているはずです。

ちなみに、2023年度、こちらの年度には農業型GISというので取り組んでいます。県内41自治体、これは熊本県も含まれますが、そこでの大体金額等は、全部統一で計上してありますし、ほかの自治体の例を取っても若干八代市よりも小さい規模のところは、同じような公開型GISでも予算につきましては少し利用料が少ないように見受けられますので、恐らくは妥当な金額だというふうに認識をしております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（蓑田由貴君） 説明の中で、ほかにも今後も幅広い分野の地図情報の追加も可能なものとするというふうに書かれてますが、ほかにもこういったものができる可能性があるんでしょうか。

○デジタル推進課長（垣田治嗣君） 今、道路関係とか、そういった土木関係のデータのほうが多いかと思います。

ただ、ほかの全国の自治体の例を見ますと、災害時の情報マップであったりとかそういった交通規制の情報とか、そういったものをGISのほうのレイヤーといって、各種の情報に載せることをやってらっしゃいますので、そちらのほうも十分検討価値があるのではないかというふうに思っております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

○委員（たーみー君） 経費内訳の運用支援費用という部分で、これは更新だったり修正だったりとか、何かそういう費用っていう認識でよろしいでしょうか。

○デジタル推進課長（垣田治嗣君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（たーみー君） そしたら、この運用支援費用とクラウドサービス利用料が2027年

度までなんですけど、2028年度からはどうなるんでしょうか。

○デジタル推進課長（垣田治嗣君） 一応、こちらのほうが2025年度からの事業で3か年というふうな区切りをつけておりますが、今搭載してる内容の利用料となりますので、今後、検討を重ねた上で、今の状況であれば、またこれから3年度予算要求をさせていただいて運用していく、それからまた、先ほど御質問にもありましたが、ほかにも実用例がありますので、そちらの実装を伴うとなれば少し料金は変わるかもしれませんが、またそちらも3か年で予算要求をさせていただきたいと考えております。

○委員長（木村博幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で市民サービス向上のための公開型GIS構築事業についてを終了します。

執行部は御退席ください。

（執行部 退室）

○委員長（木村博幸君） 執行部より発言の申出がっておりますので、これを許します。

○人事課長（松本 亨君） 先ほど、たーみー委員のほうからお尋ねがございました長時間勤務者、昨年度の実績だということでございました。昨年1年間で、月80時間以上の勤務をした職員が延べで203人おります。これ、延べですので、月平均に単純に割りますと大体月17人ぐらいということになります。

以上でございます。

○委員長（木村博幸君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村博幸君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

（午前１１時３３分 小会）

（午前１１時４１分 本会）

○委員長（木村博幸君） 本会に戻します。

本委員会は、令和８年１０月２６日から３０日までの間の３日間、管外行政視察を実施したいと思いますので、御承知おき願います。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午前１１時４１分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和８年６月２５日

総務委員会

委員長